

平成 30 年 4 月 12 日

入札の公示

次のとおり、制限付一般競争入札を実施する。

社会福祉法人 榆の会
理事長 三宅 誼

このことについて次の事項を承知のうえ、「入札参加資格確認申請書」を提出してください。

提出期限 平成 30 年 4 月 17 日(火)必着

宛先 〒004-0007 札幌市厚別区厚別町下野幌 49 番地
社会福祉法人榆の会 事務課 宛

結果通知 平成 30 年 4 月 18 日(水)に「入札参加資格確認通知書」を郵送する。
参加資格「有」の者には、入札関係書類を同封する。

1、競争入札に付する事項

- (1) 事業名 放課後等デイサービス事業 あーち 内装工事
- (2) 事業場所 札幌市南区澄川 5 条 10 丁目 7 番 16 号北蓉ビル 1 階
- (3) 予定価格 公表しない
- (4) 契約期間 工事開始日から平成 30 年 5 月 31 日まで

2、入札参加資格

- (1) 工事施工が可能で札幌市入札参加有資格者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

3、契約条項を示す場所

- (1) 設計図書閲覧期間 平成 30 年 4 月 12 日(木)から入札日の前日 15 時まで
- (2) 設計図書閲覧場所及び設計に関する質問等
(有)中藪建築工房 札幌市中央区大通西 8 丁目 2-38 ストック大通ビル
TEL 011-272-5999

4、競争入札執行の日時及び場所

- (1) 入札日時 平成 30 年 4 月 23 日(月)、 午前 10 時 00 分

- (2) 入札場所 札幌市厚別区厚別町下野幌49番地
社会福祉法人榆の会 アクト2階 ミーティングルーム
- (3) 開札場所 (2)に同じ
- (4) 開札日時 (1)に同じ

5、入札保証金 免除する。

6、入札記載金額(税抜き金額)

落札価格に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

7、消費税課税事業者等の申出

落札者となった場合は、落札決定後速やかに消費税の課税業者であるか免税業者であるか申し出てください。

8、予定価格 設定しております。

9、最低価格 設定しております。

10、郵便又は電報による入札は認めません。

11、落札から10日以内に契約を締結します。

12、支払条件は 月末締め翌月末支払となっています。

平成 年 月 日

一般競争入札参加資格確認申請書

(あて先) 社会福祉法人 榆の会
理事長 三宅 誼

住 所
申請者 商号又は名称
代表者 氏名

印

平成30年4月12日付入札公示のありました、放課後等デイサービス事業 あーち 内装工事に係る
一般競争入札に参加したいため、競争入札参加資格について確認されたく申請します。

なお、当社は地方自治体施行令(昭和22年政令第16条)第167条の4の規定に該当しない者である
こと、並びにこの申請書について、事実と相違ないことを誓約いたします。

競争入札心得

(総則)

第 1 条 社会福祉法人楡の会が発注する工事請負等の一般競争入札又は指名入札による入札に当たっては、別に定めのあるものの他、この心得を承知してください。

(入札保証金)

第 2 条 入札参加者（入札保証金の納付を免除されている物を除く。）は、入札執行前に、見積もった契約金額（消費税及び地方消費税「以下消費税という」相当額を含んだ額）の 100分の8に相当する額以上の入札保証金を納めなければなりません。ただし、入札保証金の納付を免除された場合は、この限りではない。

(入札)

第 3 条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。

2 郵便による入札を認めておりません。

(公正な入札の確保)

第 4 条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第 5 条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札執行前にその旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者は入札代理人とすることはできません。

(入札書の書き換え等の禁止)

第 6 条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできません。

(入札無効)

第 7 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札
- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をした時入札
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をした時の双方の入札
- (8) 郵便等による入札で所定の日時までには到着しなかったもの
- (9) 無権代理人がした入札
- (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札
- (11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第 8 条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

(再度入札)

第 9 条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

(落札者の決定)

第 10 条 有効な入札を行なった者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係の職員にくじを引かせます。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第 11 条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とししない場合があります。

- (1) 当該申込に係わる価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められたとき。
- (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當を認められるとき。

(入札保証金等の返還)

第 1 2 条 落札者が決定した場合、入札保証金又はこれに代わる担保は、落札者に対しては締結後に、落札者以外の者に対しては、入札執行後に返還します。

2 再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに変える担保はすべて返還します。

(契約の締結)

第 1 3 条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から5日以内に支出負担行為担当者に提出しなければなりません。

(入札保証金等の帰属)

第 1 4 条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、社会福祉法人楡の会に帰属します。

2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含んだ額）の100分の8に相当する額の違約金を社会福祉法人楡の会に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

第 1 5 条 契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者を除く。）は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、契約保証金の納付を免除された場合は、この限りではありません。

2 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付のある承諾書を提出してください。

(入札保証金等の充当)

第 1 6 条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保を契約保証金の一部に充てます。

(談合情報に対する対応)

第 1 7 条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取、契約書の徴取及び工事内訳書の徴収並びに公正取引委員会への通報を行なうことがあります。

2 入札談合の疑いがあると認められるときは、入札の執行をとりやめることがあります。

3 契約締結後に入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがあります。

(入札の取りやめ等)

第 1 8 条 前条第1項及び2項に定めるもののほか、支出負担行為担当者が入札を公正に執行することができないほど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第 19 条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に挙げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前であつては、その旨を文章又は口頭により支出負担行為担当者に連絡すること。

(2) 入札執行中であつては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以降の指名等において不利益な取り扱いを行なうことはありません。

入 札 談 合 の 取 り 扱 い

この入札に際し、談合の情報があった場合は、次の通り取り扱うことがありますので、承知してください。

記

- 1 談合情報のあった場合、事情聴取、誓約書の徴取及び積算の内訳書の徴取並びに公正取引委員会への通知をおこなうことがあること。
- 2 入札談合の疑いがあると認められるときは、入札の執行を取りやめることがあること。
- 3 契約締結後に入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがあること。